

議案第 109 号

甲府市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例制定について
甲府市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 8 年 9 月 4 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市建築基準法施行条例等の一部を改正する条例
(甲府市建築基準法施行条例の一部改正)
第 1 条 甲府市建築基準法施行条例(昭和 54 年 12 月条例第 37 号)の一部を次のように改正する。

第 28 条の 2 第 1 項の表中 「 7, 000 円 」 を 「 8, 000 円 」 に、
「

「1 万 2, 000 円」を「1 万 3, 000 円」に、「1 万 9, 000 円」を「2 万 1, 000 円」に、「5 万 3, 000 円」を「5 万 9, 000 円」に、「10 万 1, 000 円」を「11 万 3, 000 円」に、「14 万 3, 000 円」を「16 万円」に、「20 万 8, 000 円」を「23 万 2, 000 円」に、「26 万 7, 000 円」を「29 万 8, 000 円」に、「51 万 9, 000 円」を「57 万 9, 000 円」に改める。

第 28 条の 3 第 1 項第 1 号中「2 万 3, 000 円」を「2 万 6, 000 円」に、「1 万 3, 000 円」を「1 万 5, 000 円」に改め、同項第 2 号中「1 万 2, 000 円」を「1 万 3, 000 円」に、「8, 000 円」を「9, 000 円」に改め、同条第 2 項第 1 号中「1 万 7, 000 円」を「1 万 9, 000 円」に改め、同項第 2 号中「1 万円」を「1 万 1, 000 円」に改める。

第 28 条の 4 第 1 項の表中「1 万 6, 000 円」を「1 万 8, 000 円」に、「1 万 9, 000 円」を「2 万 1, 000 円」に、「2 万 5, 000 円」を

「2万8,000円」に、「4万5,000円」を「5万円」に、「4万3,000円」を「4万8,000円」に、「5万9,000円」を「6万6,000円」に、「5万6,000円」を「6万2,000円」に、「8万円」を「8万9,000円」に、「7万5,000円」を「8万4,000円」に、「12万7,000円」を「14万2,000円」に、「12万2,000円」を「13万6,000円」に、「19万9,000円」を「22万2,000円」に、「19万4,000円」を「21万7,000円」に、「40万3,000円」を「45万円」に、「39万8,000円」を「44万4,000円」に改める。

第28条の5第1項中「3万6,000円」を「4万円」に、「3万2,000円」を「3万6,000円」に改め、同条第2項中「3万1,000円」を「3万5,000円」に改める。

第28条の6中「3万5,000円」を「3万9,000円」に、「3万2,000円」を「3万6,000円」に改める。

第28条の7の表中「1万6,000円」を「1万8,000円」に、「1万9,000円」を「2万1,000円」に、「2万4,000円」を「2万7,000円」に、「3万3,000円」を「3万7,000円」に、「4万1,000円」を「4万6,000円」に、「5万5,000円」を「6万1,000円」に、「8万8,000円」を「9万8,000円」に、「14万2,000円」を「15万8,000円」に、「29万円」を「32万4,000円」に改める。

第28条の8第1項中「1万4,000円」を「1万6,000円」に、「1万円」を「1万1,000円」に改め、同条第2項中「1万1,000円」を「1万2,000円」に改める。

別表第1号中「12万円」を「13万1,000円」に改め、同表第2号中「2万7,000円」を「3万円」に改め、同表第2号の2及び第3号中「3万3,000円」を「3万6,000円」に改め、同表第4号中「2万7,000円」を「3万円」に改め、同表第5号及び第6号中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第7号中「18万円」を「19万7,000円」に改め、同表第7号の2中「12万円」を「13万1,000円」に改め、同表第

7号の3中「14万円」を「15万4,000円」に改め、同表第8号中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第8号の2中「2万7,000円」を「3万円」に改め、同表第9号中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第9号の2及び第10号中「3万3,000円」を「3万6,000円」に改め、同表第11号中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第12号中「2万7,000円」を「3万円」に改め、同表第12号の2から第14号までの規定中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第15号中「2万7,000円」を「3万円」に改め、同表第15号の2中「7万8,000円」を「8万5,000円」に、「2万8,000円」を「3万1,000円」に改め、同表第15号の3中「6,400円」を「7,000円」に、「1万2,000円」を「1万3,000円」に改め、同表第15号の4から第18号の5まで及び第18号の8から第18号の10までの規定中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第18号の11及び第19号中「2万7,000円」を「3万円」に改め、同表第20号中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第20号の2から第21号の2までの規定中「2万7,000円」を「3万円」に改め、同表第22号中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第23号及び第24号中「2万7,000円」を「3万円」に改め、同表第25号中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第26号中「12万円」を「13万1,000円」に改め、同表第26号の2中「16万円」を「17万5,000円」に改め、同表第27号中「5万円」を「5万6,000円」に、「2万8,000円」を「3万1,000円」に改め、同表第28号中「7万8,000円」を「8万5,000円」に、「2万8,000円」を「3万1,000円」に改め、同表第29号中「19万2,000円」を「21万6,000円」に、「2万8,000円」を「3万1,000円」に改め、同表第30号中「22万円」を「24万7,000円」に、「2万8,000円」を「3万1,000円」に改め、同表第31号中「7万8,000円」を「8万5,000円」に、「2万8,000円」を「3万1,000円」に改め、同表第32号中「22万円」を「24万7,000円」に、「2万8,000円」を「3万1,000円」に改め、同表第33号中「6,400円」を「7,000円」に、「1万

2, 000円」を「1万3, 000円」に改め、同表第34号から第36号の2までの規定中「2万7, 000円」を「3万円」に改め、同表第36号の3中「12万円」を「13万1, 000円」に改め、同表第36号の4中「16万円」を「17万5, 000円」に改め、同表第37号から第39号までの規定中「2万7, 000円」を「3万円」に改める。

(甲府市開発許可等に関する手数料条例の一部改正)

第2条 甲府市開発許可等に関する手数料条例(平成12年3月条例第8号)の一部を次のように改正する。

別表1の項第1号中「又は附則第4項」を削り、同号ア(イ)中「8, 600円」を「9, 500円」に改め、同号ア(ロ)中「2万2, 000円」を「2万4, 000円」に改め、同号ア(ハ)中「4万3, 000円」を「4万7, 000円」に改め、同号ア(ニ)中「8万6, 000円」を「9万5, 000円」に改め、同号ア(ホ)中「13万円」を「14万円」に改め、同号ア(ヘ)中「17万円」を「19万円」に改め、同号ア(ニ)中「22万円」を「24万円」に改め、同号ア(ロ)中「30万円」を「33万円」に改め、同号イ(イ)中「1万3, 000円」を「1万4, 000円」に改め、同号イ(ロ)中「3万円」を「3万3, 000円」に改め、同号イ(ハ)中「6万5, 000円」を「7万2, 000円」に改め、同号イ(ニ)中「12万円」を「13万円」に改め、同号イ(ホ)中「20万円」を「22万円」に改め、同号イ(ハ)中「27万円」を「30万円」に改め、同号イ(ニ)中「34万円」を「38万円」に改め、同号イ(ロ)中「48万円」を「53万円」に改め、同号ウ(イ)中「8万6, 000円」を「9万5, 000円」に改め、同号ウ(ロ)中「13万円」を「14万円」に改め、同号ウ(ハ)中「19万円」を「21万円」に改め、同号ウ(ニ)中「26万円」を「29万円」に改め、同号ウ(ホ)中「39万円」を「43万円」に改め、同号ウ(ハ)中「51万円」を「56万円」に改め、同号ウ(ニ)中「66万円」を「73万円」に改め、同号ウ(ロ)中「87万円」を「96万円」に改め、同項第2号中「(同法附則第5項において準用する場合を含む。)」を削り、「87万円」を「96万円」に改め、同号イ中「(同法附則第5項において準用する場合を含む。)」を削り、同号ウ中「1万円」を「1万1, 000円」に改め、同項第3号中「(同法附則第5項において準用する場合を含む。)」及び附則第5項」を削り、「4万6, 000円」を「5万1, 000

円」に改め、同項第4号中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「2万6,000円」を「2万9,000円」に改め、同項第5号ア中「6,900円」を「7,600円」に改め、同号イ中「1万8,000円」を「2万円」に改め、同号ウ中「3万9,000円」を「4万3,000円」に改め、同号エ中「6万9,000円」を「7万6,000円」に改め、同号オ中「9万7,000円」を「11万円」に改め、同項第6号を次のように改める。

(6) 削除			
--------	--	--	--

別表1の項第7号中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、同号ア中「1,700円」を「1,900円」に改め、同号イ中「2,700円」を「3,000円」に改め、同号ウ中「1万7,000円」を「1万9,000円」に改め、同項第8号中「（同法附則第5項において準用する場合を含む。）」を削り、「470円」を「520円」に改め、同表2の項第1号中「第31条の2第2項第13号ハ若しくは第62条の3第4項第13号ハ」を「第31条の2第2項第14号ハ若しくは第62条の3第4項第14号ハ」に改め、同号ア中「8万6,000円」を「9万5,000円」に改め、同号イ中「13万円」を「14万円」に改め、同号ウ中「19万円」を「21万円」に改め、同号エ中「26万円」を「29万円」に改め、同号オ中「39万円」を「43万円」に改め、同号カ中「51万円」を「56万円」に改め、同号キ中「66万円」を「73万円」に改め、同号ク中「87万円」を「96万円」に改め、同項第2号中「第31条の2第2項第14号ニ若しくは第62条の3第4項第14号ニ」を「第31条の2第2項第15号ニ若しくは第62条の3第4項第15号ニ」に改める。

（甲府市宅地開発事業の基準に関する条例の一部改正）

第3条 甲府市宅地開発事業の基準に関する条例（平成13年3月条例第4号）の一部を次のように改正する。

別表第2第1号ア中「19万円」を「21万円」に改め、同号イ中「26万円」を「29万円」に改め、同表第2号イ(7)中「8万6,000円」を「9万5,000円」に改め、同号イ(4)中「13万円」を「14万円」に改め、同号イ

㊦)中「１９万円」を「２１万円」に改め、同号イ(㊦)中「２６万円」を「２９万円」に改める。

(甲府市屋外広告物条例の一部改正)

第４条 甲府市屋外広告物条例（平成３０年１２月条例第５９号）の一部を次のように改正する。

第４６条第３項中「１万円」を「１万１，２３０円」に改め、同条第４項中「１，０００円」を「１，３００円」に改める。

別表第２中

「

１００枚までごとに	４７０円
１０枚までごとに	６００円
５枚までごとに	１，２９０円
１基につき	２，６８０円
１平方メートルまでごとに	２２０円
５個までごとに	１，２５０円
１平方メートルまでごとに	４００円
１基につき	１，７１０円
５本までごとに	１，０００円
１平方メートルまでごとに	４００円

を

」

「

１００枚までごとに	５１０円
１０枚までごとに	７８０円
５枚までごとに	１，４１０円
１基につき	２，９２０円
１平方メートルまでごとに	２９０円
５個までごとに	１，３６０円
１平方メートルまでごとに	４４０円
１基につき	２，２３０円
５本までごとに	１，３００円

に改める。

1 平方メートルまでごとに 5 2 0 円

」

附 則

- 1 この条例は、令和 9 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例（第 2 条の規定を除く。）による改正後のそれぞれの条例の規定は、この条例の施行の日以後の申請等に係る手数料について適用し、同日前にされた申請等に係る手数料については、なお従前の例による。

提案理由

山梨県建築基準法施行条例等の一部改正に鑑み、建築物の確認申請等に関する事務に係る手数料の額の改定を行うについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。